

## 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年沖縄県条例第23号) の一部を次のように改正する。

### 目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第114条・第115条)

を

第2款 人員に関する基準 (第116条・第117条)

第3款 設備に関する基準 (第118条・第119条)

第4款 運営に関する基準 (第120条—第131条)

」

「第5節 削除」に改める。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

### 第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

介護保険法等の一部が改正されることにより、指定療養通所介護を行う事業所の指定及び監督権限が市町村に移行するため、指定療養通所介護に関する基準を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。